

## 2025 年度 先端技術等に特化したスタートアップ育成支援 事業（社会実装支援）に係る企画提案公募要領

大阪府では、新たな技術やサービスを持つスタートアップと事業会社との協業等を通じた社会実装の候補となるプロジェクトの輩出に取り組むため、有力なスタートアップを採択し、事業会社との協業を促進する事業を行います。この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

### 1 事業名（又は業務名）

2025 年度先端技術等に特化したスタートアップ育成支援事業（社会実装支援）

#### (1) 事業（又は業務）の趣旨・目的

大阪府では、2025 年日本国際博覧会（以下「万博」という。）で披露された新たな技術やサービス、これに続く新たな技術やサービスの社会実装による新たな成長産業の創出と振興を図るため、その候補となるシーズの発掘やプロジェクトの輩出に向けたスタートアップ支援事業を実施します。本事業では、その候補となるプロジェクトの輩出のため、新たな技術やサービスを有するスタートアップと、社会実装に必要となる資金、人材、場所等、リソースを有する事業会社との協業による試作モデルの製作などの実現に向け、協業先の開拓や補助金の交付、伴走支援等を実施します。

#### (2) 事業概要

別添「仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額

39,273,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 スケジュール

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 2025 年 5 月 8 日（木）  | 公募開始     |
| 2025 年 5 月 15 日（木） | 説明会開催    |
| 2025 年 5 月 22 日（木） | 質問受付締切   |
| 2025 年 6 月 9 日（月）  | 提案書類提出締切 |
| 2025 年 6 月中旬       | 選定委員会    |
| 2025 年 6 月下旬頃      | 契約締結     |
| 契約締結日から            | 事業開始     |
| 2026 年 3 月 31 日（火） | 事業終了     |

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）

であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2025年5月8日（木）から2025年6月9日（月）まで

イ 配布方法

国際ビジネス・スタートアップ支援課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/globalstartup/syakai.html>) からダウンロードできます。（紙媒体での配布は行いません。）

ウ 提出受付期間

2025年5月23日（金）から2025年6月9日（月）まで

（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 提出受付場所

大阪府商工労働部国際ビジネス・スタートアップ支援課スタートアップ拠点形成グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階

電話番号：06-6941-0351

書類は郵送又は受付場所に持参してください。

郵送による提出の場合は、6月6日（金）必着でお願いします。

（書類持参の際は、事前に日時をご連絡ください。）

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

審査の際の匿名性を担保するため、下記ア～エについては、正本を除き、提案者名および提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りの上、提出してください。

- イ ①法人登記簿謄本（１部）
- ・法人の場合に提出してください。
  - ・発行日から３カ月以内のもの

- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）
  - ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から３カ月以内のもの
  - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）
  - ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から３カ月以内のもの
  - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
  - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
    - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
  - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
  - ① 貸借対照表
  - ② 損益計算書
  - ③ 株主資本等変動計算書
- オ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）
  - a 常用雇用労働者数が４０人以上の事業主の場合
    - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が４０人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し
    - ・公示の日の直前の６月１日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの
 （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
  - b 常時雇用労働者総数が４０人未満の事業主の場合
    - ・「障がい者の雇用状況について」（様式第１０号）１部
- カ 公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（１部）
 

※その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可
- (3) 応募書類の返却
 

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
 

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
  - ア 応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
  - イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
  - ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－Ｒ等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「先端技術等に特化したスタートアップ育成支援事業（社会実装支援）」提案書  
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

### (1) 開催日時

2025 年 5 月 15 日（木）午前 10 時から 11 時まで

### (2) 開催場所

オンライン開催

オンライン会議システム Microsoft Teams を使用します。

（申し込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。）

### (3) 申込方法

電子メール（[kokusai-yuchi@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kokusai-yuchi@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、お申し込みください。

説明会前日までに視聴 URL を送付いたします

※件名に「【説明会申込】【●●（団体名）】社会実装支援事業」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

### (4) 説明会への申込期限

2025 年 5 月 14 日（水） 午後 3 時まで

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から 2025 年 5 月 22 日（木） 午後 5 時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：[kokusai-yuchi@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kokusai-yuchi@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

※件名に「【●●（団体名）】社会実装支援事業への質問」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

イ 質問への回答は国際ビジネス・スタートアップ支援課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/globalstartup/syakai.html>）に掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最

優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。応募が5者を超えた場合には、一次審査として提出された書類を下記の審査基準に基づき書類審査を実施します。一次審査の結果、二次審査の対象者を決定し、プレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、事前に提出した企画提案書以外の資料等を使用することはできません。また、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

## (2) 審査基準

### ア. 企画内容 (85 点)

| 審 査 項 目      | 審 査 内 容                                                                                                                                        | 配 点  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 企画提案内容       | ・ 支援対象者の募集に向けた活動内容<br>・ 選定委員の候補、選定基準や選定方式                                                                                                      | 25 点 |
|              | ・ これまでの支援実績<br>・ 支援対象者に対する支援体制、伴走支援の手法                                                                                                         | 25 点 |
|              | ・ ビジネスマッチングイベントの概要（協力先、時期、テーマなど）<br>・ ビジネスマッチングが成立するための工夫                                                                                      | 15 点 |
| 事業実施体制及び遂行能力 | ・ 本業務を受託するにあたっての提案事業者の強みを示しているか（関係機関・企業ネットワーク、類似の事業実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）<br>・ 本業務について、契約締結時期（6月下旬頃を想定）から2026年3月末までの具体的な想定スケジュールを示しているか | 20 点 |

イ 府施策への協力（5 点）

| 審査項目             | 審査内容                                                                                                                                                                                                                           | 配点  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 障がい者の雇用          | 障がい者の雇用<br><実雇用率><br>4.60%以上 4 点<br>3.84～4.59% 3 点<br>3.08～3.83% 2 点<br>2.51～3.07% 1 点<br><法定雇用障がい者数超過数><br>7人以上 4 点<br>5～7人未満 3 点<br>3～5人未満 2 点<br>1～3人未満 1 点<br>※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。<br>共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。 | 4 点 |
| 公正採用選考人権啓発推進員の選任 | 公正採用選考人権啓発推進員の選任<br>推進員を選任している [1 点]<br>推進員を選任していない [0 点]                                                                                                                                                                      | 1 点 |

※公正採用選考人権啓発推進員の選任について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

ウ. 価格点（10 点）

| 審査項目  | 審査内容                                                                                                                       | 配点   |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 価 格 点 | 価格点の算定式（例）<br>$\text{満点（10 点）} \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}$<br>※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入した数値を得点とする。 | 10 点 |

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を国際ビジネス・スタートアップ支援課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/globalstartup/syakai.html>）において公表します。

応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 \* 申込順

③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

- (1) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。
- (2) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。
- (3) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。